

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 6 月 30 日

審査機関名 (株)JACO CDM

1. 排出削減事業の概要

| | |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名 | 蒸気・ドレンの有効活用による省エネ事業 |
| 排出削減事業者名 | 巴協栄リネン 株式会社 川越工場 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 丸紅 株式会社 (その他関連事業者名：株式会社 洗陽システムソリューション) |
| 事業実施場所 | 巴協栄リネン 株式会社 川越工場 (埼玉県川越市大字的場 2 6 2 2 番地) |
| 事業の概要 | 蒸気のドレン・排熱回収、フラッシュ蒸気の利用、放熱ロスの低減による CO2 削減を行う。 |
| 排出削減量の計画 | 7 7 1 tCO2/年 (事業実施期間合計 3, 5 9 8 tCO2) |
| 国内クレジット 認証期間 | 開始日 2 0 0 8 年 8 月 1 日 終了予定日 2 0 1 3 年 3 月 3 1 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 0 0 1 ボイラーの更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------|--|
| 日本国内で実施されること | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所： 巴協栄リネン 株式会社 川越工場</p> |
| 追加性を有すること | <p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) ボイラー他の既存設備が 2001 年 10 月に設置されたものであり、法定耐用年数である 13 年を超えておらず、本事業が実施出来ない場合には、継続的に使用できることを現品で確認した。</p> <p>3) 投資回収年数計算の根拠データ及び検算により、本事業の投資回収年数はおおむね 3 年を超えていることを確認した。</p> <p>4) 本事業実施時に、「中小企業等 CO₂ 排出量削減検討会」において国内 CDM 制度の具体化が検討されており、検討結果等を踏まえ、将来的に国内クレジットを創出することを目的として、制度の実施に先行して事業を開始していることを確認した。</p> <p>なお、巴協栄リネン株式会社による事業実施決定は事業実施後の国内クレジット創出への期待によるところが大きいことを確認した。</p> <p>5) 巴協栄リネン株式会社は巴屋グループの一員として「地域の人たちに愛される仕事」をモットーに様々な活動を展開すると共に CO₂ 削減にも取り組まれており、川越工場においても継続的な取り組みがなされている。</p> <p>また、本事業についてもそれらの取り組みの一環として実施しており、国内クレジット制度の活用により、CSR 効果が期待できることが、事業への投資決定の重要な要因となったことを確認した。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p> | <p>自主行動計画に参加していないことについては、現地有効化審査において、排出削減事業者への質問により、自主行動計画に参加していない企業であることを確認した。</p> |
| <p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p> | <p>1) 本排出削減事業は、承認済方法論 001 に基づき排出削減を計算しており、またそれぞれの方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認した。</p> <p>適用条件 1 については、継続使用される熱源設備及び新設されたフラッシュタンク、配管保温材の視察及び事業実施前後の燃料消費量データによって、フラッシュ蒸気の回収並びに保温強化を実施し、熱効率が向上していることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、既存のボイラー及び蒸気配管等が使用可能であったことを関係者への質問や点検記録等により確認した。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラーで製造された蒸気が自家消費されていることを、現場視察及び関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連書類により確認した。</p> <p>また、ベースラインの設定について、算定式に誤りがあったため、是正処置を要求した。(注 1)</p> <p>内容は実施前のエネルギー使用量に基づいてベースライン排出量が算定されていた点である。</p> |

4. 特記事項

現地有効化審査を実施した結果、是正の必要な指摘事項(注 1)があった。その是正処置の完了を確認した。

以上